

——特集2——

非行少年と生育環境——令和5年版犯罪白書を読む

令和5年版犯罪白書を読んで ——ルーティン部分に関して——

国士舘大学教授

吉開多一 Taichi Yoshikai

I はじめに

筆者は以前に平成29（2017）年版犯罪白書のルーティン部分を考察する機会をいただいた際、不十分なものではあったが、刑事司法を「システム」として理解することを試みた¹。令和5（2023）年版犯罪白書（以下「白書」という。）のルーティン部分を検討するに当たっても、まず犯罪の推移について確認した上、前回と同様に、①刑罰システム（行為を犯罪と認定して刑罰を科すシステム）、②ダイバージョン・システム（刑罰システムから離脱させ、あるいは、刑罰以外の措置で対応するシステム）、③加害者支援システム、④被害者支援システムの4つを想定して、整理していくことにしたい。

また、ルーティン部分のトピックスとして、今回は①「犯罪減少」、②「再犯防止」、③「立法」を取り上げたが、今回は①「特定少年の原則逆送」、②「新しい矯正」、③「いわゆる『厳罰化』の意味」を取り上げて、若干の考察を加えることにする。

II ルーティン部分の検討

1 犯罪の推移

(1) 認知・検挙の状況

令和4（2022）年の刑法犯認知件数は60万1,331件（前年比5.8%増）となり、戦後最少の更新が途切れた（白書3頁。以下では頁数のみ記す。）。検挙件数は25万350件（前年比5.3%減）、検挙人員は16万9,409人（前年比3.2%減）、検挙率は41.6%（前年比4.9pt低下）である。なお、危険運転致死傷・過失運転致死傷等の交通事犯の認知件数は28万3,882件、検挙人員は29万689人である（2-3頁）。

刑法犯認知件数が微増に転じたことには留意する必要があるが、白書コラム2「新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移」でも分析されているとおり（20-21頁）、令和2（2020）年4月以降は新型コロナウイルス感染症対策として人の移動がたびたび制限され、令和4（2022）年3月までにそのような制限が終了した影響が考えられるし、平成15（2003）年当時と比較すれば78.4%減と大幅に低い水準にあるから（2頁）、全体として見れば以前から

1 吉開多一「平成29年版犯罪白書を読んで——ルーティン部分に関して」本誌71巻1号（2018年）4頁以下。